

(報道発表資料)



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



令和6年3月29日
京都市保健福祉局
担当：障害保健福祉推進室
電話：075-222-4161
京都市子ども若者はぐくみ局
担当：子ども家庭支援課
電話：075-746-7625

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」の策定 （第7・8期障害福祉計画及び第3・4期障害児福祉計画の策定等）

京都市では、平成30年3月に京都市障害者施策推進計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の3つの計画を一体的に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（計画期間：平成30年度～令和5年度）」（以下「ほほえみプラン」という。）に基づき、保健福祉だけでなく、教育、住宅、まちづくり等の広範囲な分野にわたる障害者施策全般に取り組んできました。

この度、令和5年度末をもって計画期間が終了することから、上記の3つの計画に加え、読書バリアフリー推進計画及び成年後見制度利用促進計画も含めて新たなプランを一体的に策定します。

1 名称

はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）

2 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

3 概要

（1）京都市障害者施策推進計画

共生社会の実現に向け、「障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する」を基本方針として掲げ、福祉・保健・医療・教育・労働等に関わる様々な障害者施策を総合的に推進します。

（2）第7・8期障害福祉計画及び第3・4期障害児福祉計画

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、国が定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標等や、障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等の必要量の見込み等を設定しました。

(3) 読書バリアフリー推進計画

読書バリアフリー法では、地方公共団体の読書バリアフリー計画の策定が努力義務とされており、国から周知された（公社）日本図書館協会障害者サービス委員会による策定指針に沿って、読書バリアフリー計画を本プランと一体的に策定しました。

(4) 成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力義務が課せられており、これまでは、本市の地域福祉計画である「京（みやこ）・地域福祉推進指針」（計画期間：5年間＜平成31年度～令和5年度＞）と一体的に策定してきました。

次期成年後見制度利用促進計画については、地域包括ケアの取組や認知症施策とも連携しやすいことから、「京都市民長寿すこやかプラン」と一体的に策定するとともに、成年後見制度の利用促進については、高齢者だけでなく、知的障害のある方及び精神障害のある方も対象となることから、本プランにも同じ取組を記載します。

4 計画策定の経過

令和6年1月に実施したパブリックコメント（市民意見募集）で市民の皆様からいただいた御意見や、令和5年度に計5回開催した京都市障害者施策推進審議会及び同作業検討部会での議論等をできる限り反映するよう努めました。

(1) 市民意見募集実施期間

令和6年1月9日（火）～令和6年2月9日（金）

(2) 市民意見募集結果

意見書数：145件　意見数：250件

※詳細については、以下ホームページからご覧いただけます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hokenfukushi/0000320335.html>



二次元コード（京都市情報館）

5 新たなプランの内容

新たなほほえみプランは、以下のホームページから御覧いただけます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000324041.html>



二次元コード（京都市情報館）

6 冊子の配布

冊子は、各保健福祉センター、市役所案内所、市役所情報公開コーナー、市立図書館等において、4月中旬以降、配布いたします。

7 問合せ先

〔住 所〕 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 企画担当

〔電 話〕 075-222-4161

〔FAX〕 075-251-2940